

Public Lecture: Law and Policy Institute

《特別講演会》於：2011年5月30日 東キャンパス11F 会議室

## オーストラリアの法学教育

### Legal Education in Australia

#### 講演者

オーストラリア・ジェームスクック大学  
(James Cook University)

ジャスティン・ダブナー  
(Justin Dabner)

#### 通訳・司会

白鷗大学法学部教授

石村 耕治

#### 《講演者略歴》

現在、ジェームスクック大学法学部准教授、弁護士。税法専攻。  
1961年オーストラリア・タスマニア州生まれ、1984年タスマニア大学法学部卒業〔BCom/LLB(Hons.)〕、  
1995年に同大学の学術博士〔Ph. D〕を取得。事務弁護士、タスマニア大学上級講師、メルボルンやシド  
ニーの監査法人を経て、ジェームスクック大学法学部創設に参加。日本を含む各国の大学で客員教員を務め、  
多くの国際会議に参加し、グローバルに活躍。著作多数。

#### 《内容目次》

開会のあいさつ

- ◆ジェームスクック大学の紹介
- ◆オーストラリアの大学と法学部の所在
- ◆各州の法曹協会
- ◆弁護士資格の全国認定制度
- ◆全国法学部長評議会
- ◆法学部への入学資格
- ◆法学部への社会人入学
- ◆法学部卒業後の就職先
- ◆複合学位の取得
- ◆法学部教員のクオリフィケーション
- ◆教員に期待される仕事内容
- ◆学術奨励金の獲得
- ◆大学教員の職位と給与水準
- ◆法学部教員の兼業
- ◆サバティカル
- ◆特別科目の外部委託、短期契約と臨時雇い

- ◆法学教育カリキュラム
- ◆大学院教育
- ◆法学部での授業の実際
- ◆落ちこぼれをうむ“詰め込み”授業
- ◆学生評価
- ◆追試験
- ◆弁護士登録
- ◆オーストラリアの法学教育の将来的展望

#### 《質疑応答 Q & A》

- オーストラリア法学部の必修科目とは
- 法務博士と学術博士の違い
- オーストラリアのバリスターとソリシター
- 司法試験なしの弁護士資格取得制度への疑問
- 弁護士以外の法曹になる途は
- 検察官の任官と資質管理
- むすび

## 〈開会のあいさつ〉

**(法政策研究所長 / Director of Law and Policy Institute)** 所長をしております市村充章と申します。ひとことごあいさつを申し上げます。

まず、ジャスティン・ダブナー先生におかれましては、ご多用中、本学法政策研究所にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

本日は先生から、「オーストラリアの法学教育」というテーマでご講演をいただくことになっております。

日本は19世紀後半に明治維新という一種の革命を起こしまして、国家の政治、行政、司法制度について、従来の法制度の伝統を捨てまして、大胆に欧米の制度を取り入れました。

その際に選択すべき法学の体系として、2つありました。大陸法系諸国、つまり、ヨーロッパ大陸の諸国のことでありますが、こちらの法学体系と、それから、英米法諸国の国々の法体系であります。

この中で、日本は、日本の国情に合致したものをということで、大陸法系の国のもの、特にドイツの法制度を中心に取り入れたわけです。同時に多くの実定法中心の法学教育も取り入れてきました。

第二次世界大戦が終わって、日本が連合国に降伏したという事態を経まして、戦勝国の中心はアメリカですから、日本の法制度は大きくアメリカの仕組みに変わっていったわけです。しかし、それでも日本の本来の法制度の根幹というものは、大陸法系のものであります。

アメリカ、イギリス、そしてオーストラリアなどの諸国の法制度と法学教育の在り方は、大変実際的であるという評価を受けているわけですが、今もまだ、私たちにとっては、なじみの薄いものであるという感じが

残っております。

日本では、数年前に、刑事裁判については、裁判員制度を導入しましたし、また、法曹資格を取るための仕組みとしては、法科大学院というものを設置することになりました。これらは、アメリカ、イギリスなどの、この英米法諸国の国の制度を大いに参考にしたものと見ております。

今日、オーストラリアの法学教育についての広範なお話をダブナー先生から伺うということは、この現代の英米諸国の法学教育の考え方に触れることができるわけでありまして、大変素晴らしい機会だと思っております。

ダブナー先生におかれましては、オーストラリアの法学教育の現状について、忌憚(きたん)のないお話をいただけますように、お願いいたします。

以上で、私からのごあいさつといたします。ありがとうございました。

**(石村) 本日、通訳・司会をします法学部教員の石村耕治です。それでは、ジャスティン・ダブナー先生の講演に移ります。お話の途中でも、質問がありましたら、ダブナー先生、いつでもお答えしますので、遠慮なく質問してください。それでは、ジャスティン、お願いします。**

## ◆ジェームス・クック大学の紹介

ジェームス・クック大学(JCU)のジャスティン・ダブナー(JD)です。私はオーストラリアのケアンズ(Cairns)から来ました。ケアンズがオーストラリアのどこにあるかといいますと、皆さんに配付しました資料の一番後にオーストラリア全土の地図を付いております。その地図を見てもらいますと、ケアンズは、北の方、クイーンズランド州にあります。北の方ということは、日本の地図と違って、北の方が赤道に近いわけです。ですから、

オーストラリア全土の地図



ケアンズは、暑い地域にあります。

日本は単一国家ですが、オーストラリアは、連邦国家です。約2,100万人の人口をかかえるオーストラリアは連邦制度を採っています。キャンベラのあるオーストラリア首都特別地域 (ACT)、アデレードが州都の西オーストラリア州 (WA)、メルボルンが州都のビクトリア州 (VIC)、ブリスベンが州都のクイーンズランド州 (QLD)、パースが州都の南オーストラリア州 (SA)、ホバートが州都のタスマニア州 (TAS)、シドニーが州都のニューサウスウェールズ州 (NSW)、ダーウィンが州都のノーザンテリトリー (NT／北部準州) からなります。連邦議会が定める連邦法のほかに、各州、準州、首都特別地域の議会がそれぞれ定める法律 (以下「州法」) があります。



オーストラリアには、当初、公立大学しかありませんでした。しかし、大学教育の大衆化がすすみ、今日では、ゴールドコーストにあるボンド大学のように各地に私立大学が創立されてきています。ただ、私立大学を含めて、大学の 신설は、州法によります。日本の私立学校法のような国 (連邦) の法律がないことも一因かも知れません。したがって、公立のジェームスクック大学も、私立のボンド大学も、クイーンズランド州内にありますから、それぞれクイーンズランド州議会が定めた個別の州法に基づいて設立されています。石村先生の留学されていたメルボルンにある公立のモナシュ大学はビクトリア州内にありますから、ビクトリア州法に準拠して設立されています。

ジェームスクック大学は、公立大学です。1970年にクイーンズランド州法により、旧タウンズビル大学 (University College of Townsville) を再編し、創設されました。ジェームスクック大学は、現在3つのキャンパスを持っています。タウンズビル (Townsville Campus) に、ケアンズ (Cairns Campus) と、それからもう一つはシンガポー

ル (Singapore International Campus) です。

私が働いているケアンズ・キャンパスは、非常に快適なキャンパスです。なぜかと言いますと、世界的にも有名なサンゴ礁、グレートバリアリーフの近くにあるからです。私たちは、日本からたくさんの観光客を迎えています。交換留学生もいっぱい迎えています。もし本日参加されました学生諸君や教員の皆さまの中で興味がありましたら、どうぞケアンズ・キャンパスいらしてください。

もう一度、地図を見てください、私が生まれたところは、南のタスマニア州です。きわめて南極に近い州で生まれたわけです。タスマニア州という島で生まれ、タスマニア大学で、法学部、大学院にすすみ、学術博士 (Ph. D) を取得しました。そして、今は、クイーンズランドという大きな州の海岸にあるケアンズ、北の赤道に近いようなところで、働いています。

オーストラリア人は、移動することをあまり苦にしない人たちです。わたしは、大学の教員になる前は、メルボルンの会計事務所、監査法人で働いていました。その後、シドニーの監査法人でも働きました。ケアンズに移って、ジェームスクック大学で新しい法学部の開設に加わりました。

このように、私は、生粋のオーストラリア人です。私の英語のアクセントはオーストラリアンアクセント (なまり) がありますが、その辺は少し我慢してください。

(石村) ジャスティン、心配しないでください。通訳を務める私も、オーストラリアの大学で長く勉強しておりました。ちゃんとオーストラリアンイングリッシュを理解できますので・・・(笑い)。

## ◆オーストラリアの大学と法学部の所在

オーストラリアの大学と学部がどうなっ

ているかについてお話しします。「法学部／ロースクール」というのは、いろいろな学部がある中で一番上のほうに立つような学部であります。法学部／ロースクールと言いましても、オーストラリアでは、経営学部とかと同じで、リベラルアーツつまり一般教養課程と、専門課程とが一体となった学部です。オーストラリアには、おおよそ30ぐらいの法学部／ロースクールがあります。〔【通訳注】ロースクールと言っても、日本でいう専門職大学院ではなく、学部です。大学により、わが国で言う「法学部」の名称に「ローファカルティ (Law Faculty)」あるいは「ロースクール (Law School)」を使っています。〕

したがいまして、オーストラリア全土には、40ぐらいの大学がありますが、すべての大学が、この法学部 (Law Faculty)／ロースクール (Law School) を持っているわけではありません。

## ◆各州の法曹協会

すでにふれましたが、オーストラリアは各州に強い自治権を認めるかたちの連邦制度を採っています。各州には、「ローソサエティー／法曹協会 (Law Society)」があります。ここがそれぞれ、弁護士の資格制度、資格取得の条件などを定め、基準を示しています。

オーストラリアには、特に司法試験という制度はありません。したがいまして、弁護士になるには、それぞれの州のローソサエティー／法曹協会が定めた基準に従い州最高裁判所で弁護士登録ができれば、弁護士になります。登録する場合の条件としては、法学部／ロースクールを出て得た学位、つまり法学士の学位と、大学が開設する6ヵ月の法実務研修コース (Legal practice courses) を終えた、あるいは、弁護士事務所でも12ヵ月ぐらいの実務研修 (apprentice) をしたという証明があれば、それで弁護士の登録ができます。それから、「素行が善良」ということも

大事です。

こうした資格登録制度に問題がないわけではありません。なぜかと言いますと、大学を出ていれば、ほとんど遊んでいても、弁護士になれるという現実があるからです。依頼者は、質の悪い弁護士の過剰サービスに対しては、他の弁護士を雇って訴訟で対応するということとなります。

いずれにしろ、アングロオーストラリアン・ロー／英豪法の伝統は、法曹希望者を“入口で排除しない、入口を絞らない”というのが原則です。オーストラリアでは、日本のような、難しい司法試験をかしたり、合格者の人数を絞り、“入口”で厳しい政府規制をかけ、法曹人口を制限し、既得権を保護するやり方は、社会に支持されないわけです。

#### ◆弁護士資格の全国認定制度

近年、オーストラリアの法曹界には、新しい動きがありました。弁護士資格の全国認定(national accreditation)制度の導入です。

これまで、どこかの州で、例えば先ほど言ったようなタスマニア州とかクィーンズランド州とか、どこか一つの州で弁護士の資格が得られれば、原則として、その弁護士はその州でしか実務ができなかったわけです。この点についての法律が改正されました。

今回の改正で、どこかの州で弁護士資格を得れば、どこの州でも実務ができるとことになりました。これまで州の権限が強く、結果として、州政府の規制により州内での弁護士の業務独占を保護することにつながっていました。しかし、こうした弁護士業務保護の規制は、弁護士サービスを利用する消費者にとっては、利便性の悪さにつながっていたわけです。こうした状態を解消できたわけです。

#### ◆全国法学部長評議会

オーストラリアには、オーストラリアのす

べての大学の法学部長が一同に会して法学部／ロースクール教育のあり方、法学部間の協議、法曹界との協議、法学教員基準、評価基準などを協議する「全国法学部長評議会(CALD=Council of Australian Law Deans)」があります。

CALDでの決定事項は、各大学の法学部にとって重い意味を持っています。大学は常に自らの力で研究教育の質の向上に努める必要があります。とりわけ、弁護士など法曹をめざす学生たちに教育サービスを提供する教育機関は、社会のニーズを確かめながら、常に教育内容の質の向上に目を向ける必要があります。こうした方向にそって、各大学の法学部／ロースクールが自律的に教育内容の向上をはかるうえで、CALDの存在意義は今後ますます高まると期待されています。

それから、CALDは、オーストラリアで法学教育を受け、実務に就くまでのガイドブック『オーストラリアでの法学教育入門 (An introduction to Studying Law in Australia)』を作成・公表しています。ネットから入手できます。オーストラリアの大学法学部／ロースクールへ留学を考えている学生諸君は参考にしてください。

#### ◆法学部への入学資格

法曹をめざす人たちにとり最も重要なことは、法学部／ロースクールへの入学資格です。まず、ハイスクール、高校を卒業していることが必要です。ハイスクール卒、高校卒にはランクがあります。学校のランキングではなく、学生のランキングです。



オーストラリアの場合は、教育制度は各州の教育委員会が決定しています。ですから、州によって大学に入学するための入学試験にも違います。多くの州では、最終学年の最終学期に、教科ごとの州統一試験をすべての生徒が受け、その教科ごとの点数をレベルに合わせて得点化して、それに授業の点数を加えた上で大学入学の基準点として算出して志望大学を決めます。

言い換えると、オーストラリアの場合は、日本のような希望する大学ごとに入学試験を行わないで、高校卒業統一試験の結果によって希望大学に申し込みをします。【通訳注】日本のセンター入試のような仕組みです。）

ただし、クイーンズランド州は、卒業統一試験は行わずに、学校の授業での点数を、各学校のレベルで得点化して大学入学の基準点にすることになっています。

このように、各生徒のランキングで、大学でどういう学部に入れるかが決まるわけです。

だいたい1～8ぐらいまでのランクに入ると法学部／ロースクールに入れます。しかし、実際には、ブリスベンにあるクイーンズランド大学のような上位の大学の法学部／ロースクールですと、ランク1かランク2ぐらいでないと難しいです。

最も難しい学部はどこかという、医学部です。法学部／ロースクールは、全国的に見ても、ランクが上位のいい学生が集まっているといえます。なぜ法学部なのかと言うと、オーストラリアでは弁護士になると、一般に非常に高い報酬が得られるからです。

法学部／ロースクールの先生になるよりは、弁護士になったほうが絶対に所得が高いという現実があります。日本も、同じでしょうか？（笑い）。

**（石村）**日本は、これまでは司法試験が難関でしたから、司法試験を受からない人たちが

大学の先生をめざすケースが多かったのが現実です。近年、法学部とは別途に、アメリカ型の専門職大学院としてのロースクールが制度化されました。弁護士が過剰になってきており、今後、司法試験が受かっても食べられずに大学の先生などをめざす人も出てくるのではないかと思います。

### ◆法学部への社会人入学

オーストラリアには、高卒資格以外に、社会人として、法学部／ロースクールに入学するというコースもあります。その場合、入学希望者の成績ランキングはあまり関係ありません。どういう仕事をしてきたのか、あるいは、どういう学位をかつて取ったのかなどの基準で入学できます。

社会人入学は、今後、増えてくるのではないかと、思います。一度社会へ出ていろいろなものを見聞きしてそれから弁護士をめざす、あるいは離婚や失業を契機に、再チャレンジで専門職をめざすのはいいことだと思います。

### ◆法学部卒業後の就職先

だが、ほとんどの法学部／ロースクールの学生というのは、高校を卒業してから入学してくるという人たちです。大学卒業後の就職先ですが、法学部／ロースクール卒の50%ぐらいが弁護士になります。オーストラリアの弁護士制度は、イギリスの制度を継受していますから、制度的には、「事務弁護士 (solicitor)」と「法廷弁護士 (barrister)」に分かれています。新卒の学生は、法廷での弁護技術とは未熟ですから、大学が開設する6カ月の法実務研修コースを取るか、事務弁護士の事務所へ就職して実務研修 (apprentice) をします。その後、事務弁護士登録をして実務経験を深めていくことになります。

弁護士にならない残りの卒業生は、政府、

行政の方に進んだり、それから、企業に入ったり、あるいは教職に就くという人たちです。

### ◆複合学位の取得

ほとんどの学生は、第一学位と第二学位の2つを取って卒業するというのが一般的です。いわゆる「複合学位／セカンド・ディグリー (second degree)」の取得です。複合学位の取得とは、具体的には、いくつかのケースが想定されます。一つは、法学部／ロースクールと経営学部との二つの学部から法学士と経営学士の二つの学士号 (bachelors) を取得するケースです。私の場合、学部に4年在籍して、経営学士+法学士 (優等学位) の複合学位 [BCom / LLB (Hons.)] を取りました。

### ◆法学部教員のクオリフィケーション

オーストラリアで法学部／ロースクール教員の「クオリフィケーション (Qualifications)」について話します。「クオリフィケーション」とは、教員が、教員に雇われる場合の資格に加え、教員としてその地位を維持するための資質があるかどうかという問題にも関係してきます。

まず、どのような能力がある人が雇われるかという基準ですが、ほとんどの場合は、法学博士 (LLD) の学位か、学術博士 (Ph. D) の学位を持っているというのが一般的です。これは「入口」です。大学教員は、自分の意思で辞めたいと思うまで勤められる永続的在職権 (tenure) 得るまでは、大学職員などと同様に、期間契約雇用です。教育能力や研究業績が優れていないと永続的在職権の取得までにはたどり着けないという厳しい現実があります。

コンスタントに「論文を書いて生き残る」覚悟が要ります。オーストラリアの大学界では、教員は、転職を繰り返して、ついの住み

かとなる大学を見出すまで必死で闘うのが常識、という意味での競争メカニズムが機能しています。

### ◆教員に期待される仕事内容

法学部／ロースクールの教員は、大まかに言うと、3つの分野の仕事をするように期待されています。一つは「大学行政」、二つ目は「教育」、それからもう一つは「研究」です。とくに最後は重要です。

先ほど「論文を書いて生き残る覚悟が要る」と申し上げましたが、オーストラリアの大学界は、”Publish or perish (バブリッシュ・オア・ベリッシュ) ”、すなわち「論文を書いて生き残るか、書かないで死滅するか」の世界です。ですから、だいたい1年間に最低でも2本ぐらいの非常に評価される (高品質の) 論文を書かないと、ほとんど教員として生き残れないという状況です。でない、と、「首になる」ということです。教員はどちらでも選べます。

### ◆学術奨励金の獲得

オーストラリアの大学の教員は、外からどれだけ多くの学術奨励金 (grants) を大学へ持ってきたかが、これが一つの評価基準になります。教員によっては、大学から給与をもらわずに、外部資金で講座を立ち上げて仕事を確保している人もいます。

外部者から見れば、海外旅行ばかりしているように見える教員でも、外部寄附・奨励金をかき集め、立派な業績を残している人も少なくありません。ただし、外部の目が厳しいので、独創性のない、いい加減な出版物は命取りになることもあります。

### ◆大学教員の職位と給与水準

次に、大学での教員の職位と給与水準について上お話しします。オーストラリアの場合、イギリスの制度を継受しており、大学教

石村 耕治

員の職位は実に複雑です。また、大学により職位の仕組みは大きく異なります。伝統のある大学は、イギリス同様、きわめて複雑です。これに対して、新設大学では、アメリカの影響もあってか、職位は簡素です。

一般的に言って、オーストラリアの大学では、5つの職位があります。

オーストラリアの大学教員の一番下の職位は、「チューター (tutor)」、日本でいうと「助教」にあたりますか、年俸は400万円程度です。〔【通訳注】オーストラリアドルに対して日本円はウナギ登りで高くなっていますが、ここでは1A\$=100円で計算します。〕それから、「レクチャラー (lecturer)」、日本でいうと「専任講師」にあたりますか、年俸はおおよそ600万円ぐらいですね。「シニア・レクチャラー (senior lecturer)」、日本でいうと「准教授」で、800万円ぐらいです。〔【訳注】シニア・レクチャラーというのは上級レクチャラーと訳すのも一案かと思いますが。〕さらに、「アソシエイト・プロフェッサー (associate professor)」クラスだと、〔【訳注】これも「准教授」と訳してもいいのでしょうか〕1,000万円ぐらいですね。「プロフェッサー (professor)」クラスは、1,200万円ぐらいの年俸額です。日本に比べて、低いのか高いのかは想像にお任せしますが、ともかく、大学法学部／ロースクール教員の給与水準は、こういう感じになっています。

これに対して、弁護士の場合は大きく異なります。弁護士だと、法学部出て1年目で、弁護士事務所へ勤務して年俸で400万～600万円ぐらいもらえます。

もちろん、一口に弁護士と言ってもいろいろです。有名な法廷弁護士あるいは事務弁護士事務所をパートナーとして一緒にやっているケースでは、年俸5,000万円ぐらいは取れます。学者と法廷弁護士をめざすのでは、同じ法学部卒でも、生活の質に大きな違いが出てくるわけです。

(石村) それで、ジャスティン、あなたはなぜ弁護士を続けないで、こんな給与の低い准教授をやっているのですか (笑い)。

おばかさんなのかも知れません (笑い)。

### ◆法学部教員の兼業

同じ法律家であっても、弁護士は大学の教員に比べるとものすごい収入があるわけです。そこで、格差を是正するという意味もあって、多くの大学では、教員はだいたい1日ぐらいは弁護士として働いてもいいということになっています。ジェームスクック大学は公立大学ですが、ロースクールの教員は、法律事務所で働いて、報酬を得ていいということになっています。原則は週1日です。週何日も法律事務所で働いている教員もいますが、厳格にいうと問題かも知れません。

報酬のことばかり申し上げましたが、実は、大学教員が常に法律実務の現場を知っておくことは、実践的な法学教育をするには不可欠なわけです。また、教員がコミュニティに奉仕するという観点からも重い意味があるわけです。

### ◆サバティカル

法学部／ロースクール教員は、法律実務家に比べると給料は低いのは事実です。しかし、人によっては、お金よりも、「サバティカル／有給の研究休暇 (sabbatical)」を取れることに魅力を感じているのではないのでしょうか。

オーストラリアの場合、一般に大学の教員は、3年勤めると、6ヵ月間有給休暇を取れることになっています。こうした休暇制度は、将来の昇進に備えても広く活用されています。

大学で学士号、さらには大学院で修士号を取った後にチューターとかレクチャラーとかになりますと、将来に備えて教えながら博士

号を取らなければいけないという問題が残るわけです。今日、オーストラリアでは、博士号がないと准教授や正教授にのぼりつめることは至難です。ですから、若い教員は、博士号取得に有給研究休暇をできるだけ有効に活用するということになります。

すでにふれましたが、オーストラリアの場合、大学の職位は複雑で、カトリック教会やアングリカン教会（聖公会）の聖職者位階制に似たような、非常に複雑な階層構造になっています。こうしたこともあって、大学によっては、チューター、シニアチューター、レクチャー、シニア・レクチャー、さらにはアソシエイト・プロフェッサー、プロフェッサー、さらにリーダー（研究教授）という職位まであるところもあります。こうした職位制度のなかで、各学部とも、准教授（アソシエイト・プロフェッサー）は2人まで、それから、正教授（プロフェッサー）は1人ですから。ほとんど教授になるというのは宝くじみたいな感じになっています。熾烈な競争を強いられるわけです。

**（石村）** ジャスティンは、ジェームスクック大学法学部准教授2人枠のうちの1人ですかかなり優秀だってことを言いたかった？（笑い）。

そうではなくて！（笑い）。話を有給研究休暇に戻します。ともかく、私は、次の有給研究休暇で、ヨーロッパとそれから南アフリカの大学に6ヵ月間行くことになっています。知見を高め、大学界での競争メカニズムに果敢に挑戦するためです。〔【通訳注】その後、研究先は、南アフリカの大学から東京大学へ変わりました。〕

### ◆特別科目の外部委託、短期契約と臨時雇い

オーストラリアの多くの大学の法学部／

ロースクールでは、特別の技術的な科目について、弁護士とか現職の裁判官に委託し、短期の契約で雇用し、教えてもらっています。いわゆる「アウトソーシング／授業の外部委託（outsourcing）」、「短期契約（short-term contract）」あるいは「臨時雇い（casuals）」の教員で対応しています。

弁護士とか裁判官とかといった法曹には、「法曹倫理」とか「法廷弁護技術」とか「証拠法」とか言った、特別の科目を担当してもらっています。こうした特別な科目については、「契約法」や「財産法」、「不法行為法」などのような法律基礎科目とは異なり、知見の豊富な第一線に実務家に非常勤で来てもらい、学生へ教授をしてもらうことが大事です。

実務家は、仕事を持っていますから、これらの科目については、集中講義科目として、教えに来てもらっています。短期集中講義で、2週間で1科目を教えてください。

規模の大きなロースクール、法学部では、だいたいフルスタッフ／常勤教員が50人前後です。常勤教員50人でもきめ細かな法学教育は難しいわけです。ですから、加えて100人ぐらいの非常勤教員を雇って、できるだけ多様な科目を開講することになっているわけです。

結果として、学生の多様なニーズに応えることができます。多様な科目を開講することで、履修学生の数もおのずから調整できることにつながります。もちろん、教員の気質、教え方も、学生の習熟度をあげる重要な要因ですが。

### ◆法学教育カリキュラム

次は、法学教育における「カリキュラム」についてです。すでにふれておりますが。学生は、学部の課程を卒業すると「学士号」、あるいは複数の学位を取得した場合には「複合学位（セカンド・ディグリー）」、を授与さ

石村 耕治

れます。オーストラリアの学部卒には、イギリスとかと同じで、オフィシャルな在学期間は、3年または4年です。つまり、「通常の学位 (ordinary degree)」は3年、「優等学位 (honour's degree)」は4年です。優等学位は、大学3年課程修了者で、1年程度の課程を追加して履修し試験に合格した人(4年課程修了者)には、優等学位が授与されます。(石村) 日本の大学の場合も、学生は4年の在籍を求められるのですが、4年になると1年間ほとんど授業がない人もいます。授業料納めるのがもったいないじゃないかという声があります。大学サイドから見ると、在籍させるだけで1年分の授業料が入りますから得なのですが……。オーストラリアでは、3年と4年のコースがあり、3年でも大学が卒業できるとなると、お金がもったいない人たちには助かりますね。3年間で、セカンド・ディグリーを取得することも可能なのでしょうか？

通例、4年です。例えば、法律と経営学を勉強したい、2つのディグリー(学士号)が欲しいという場合は、4年になるのが一般的です。つまり、3年で法律の学士号を取って、もう1年いて、経営学士のようなもう一つのアンダーグラジュエート・ディグリー(学部の学士号)を取っていくということになります。

仮に、高校を出て、すぐ大学へ入学して2つのディグリーを取るとなると、4年間~5年かかります。そうではなくて、すでに何かのディグリー持っていて、それで新たに別の分野について学びたいという場合には1年程度でディグリーを手にもすることも可能です。

各州の法曹協会(Law Society)が、弁護士になるには、11科目を取るよう求めています。この基準を充たした教育を受けないと、法学部を卒業して、弁護士事務所で実務研修(apprentice)を終えても、弁護士資格

を得られません。

これら11科目は必修(コア)科目と選択科目からなります。コア科目というのは、「契約法」や「不法行為法」、「財産法」、「刑法」、「証拠法」、「会社法」とか、特に大学で最低限の基本的な法律の知識の習得を求めるものです。そのほか、大学によっても異なりますが、そうですね、例えば、「税法」や「海商法」とか、それから「スポーツ法」とかは、選択科目として取れるかたちになっています。

学生は「クロスクレジット(単位互換/cross-credit)」制度を活用することができます。すなわち、ほかの大学で何単位か取って、それから、自分の大学で何単位取るということも、一般的に行われています。

例えば、大規模校であるシドニー大学の法学部/ロースクールは、100ぐらいの選択科目を開講しています。私どもの大学ではそれほど多くの科目を開講してないので、シドニー大学で科目履修をして単位を取りたいという場合、学生はクロスクレジット(単位互換)制度を利用できるわけです。

## ◆大学院教育

学部教育だけでは満足できない、もっと勉強したいという場合には「大学院(post-graduate school)」へ進学して教育を受けることができます。一口に大学院で勉強するといっても、さまざまな選択があります。

一つは、法学士あるいは複合学位を取得してから、大学院の専攻科(Graduate Certificate / 半年コースか、Graduate Diploma / 1年コース)に進んで「修了証(Certificate / Diploma)」を取得する選択があります。専攻科では、例えば、「税法」とか、「知的財産法」とか言った特定の分野について科目履修をし、一定の単位を修得し、修了証をもらう課程です。この場合、論文を書く必要はありません。

もう一つは、法学士あるいは複合学位を取

得してから、大学院の本コースに進んで論文を書いて修士号 (Master Degree)、博士号 (Doctor Degree) のような上級学位を取得する選択があります。

仮に法学修士の課程に進むとすると、コースワーク、つまり修士コースで開講されているアドバンスト科目を何科目かを選択履修したうえで既定の単位を取得し、特定の分野、例えば「税法」とか、「会社法」とか、研究したい分野について、「租税回避行為」、「企業買収」といったような特定のテーマを選んで修士論文を書く必要があります。論文審査に合格すると、法学修士号 (マスター・オブ・ローズ / LL.M) を取得できます。

それから、大学院で勉強して、法務博士 (ジュリス・ドクター / JD)、法学博士 (ドクター・オブ・ローズ / LL.D) の学位取りたいとか、あるいは、学術博士 (ドクター・オブ・フィロソフィ / Ph. D) の学位を取りたいとなると、学部にて4年在籍して、必ずオナーズ・ディグリー (優等学位) 取得する必要があります。

修士課程 / マスターコースに入って修士号を取りたいとなると、だいたい1年から2年かかります。一方、博士課程 / ドクターコースへ入った場合、最低で3年はかかります。

すでにふれたように、修士課程では、一応コースワーク、つまり、科目を何科目か履修して、その上で論文を書くというかたちになります。これに対して、法務博士 (ジュリス・ドクター / JD) のような実務的な学位は別として、学術博士あるいは法学博士の課程では、論文一筋というのが一般的です。コースワーク / 科目履修はありません。オーストラリアの場合、大学は、自治の範囲内でかなり自由に大学院の課程、出す学位の種類などを設定できます。このため、コース / 課程や学位の種類は、大学によって大きく異なります。

## ◆法学部での授業の実際

私は、現在、第一線で法学教育のたずさわっております。日本の場合も、オーストラリアの場合と同様、法学部には優秀な学生諸君が集まっているのではないかと思います。

オーストラリアの場合、もちろん大学によって違いはありますが、ほとんどの大学において、非常に短い期間に、法律の勉強は初めての学生に、集中的に専門的な教育をするわけですから、つまり、新入生は、非常に短い期間に一つの門をくぐり抜ける必要があるわけですから。

先ほど申し上げたように、法学部は、在籍期間は3年間か4年間なのですが、1年目に、11月から3月までやるんですが、すさまじい特訓をさせられるわけですから。ついていけず落ちこぼれる学生の数もすごいです。

私が、法学部 / ロースクールに入った時代、先生が言ったのは、「ジャスティン、自分の左の方にいる学生を見ろ」と、「彼といっしょに終わりまでいられるとすると、おまえは、まあ、まともな方なんだぞ」などと言われたものです。

私がタスマニア大学法学部で学んでいた時代には、1年目に法学部入学者のおおよそ50%は落第してしまいました。「半分は落ちる」は恐怖でした。しかし、実際、それくらい厳しくないかと卒業して弁護士として仕事は続けていけないわけですから。

現在は、1年目の学生の落第する比率はだいたい30%ぐらいです。昔ほど落ちなくなってきたように見えるのですが、今は、だんだん学年を重ねていくうちに、少しずつ落ちこぼれていくようになっています、落ちこぼれ率が下がってきているようにも見えますが、最終的には以前とあまり変わらないようにも見えます。

シドニー大学とかメルボルン大学の法学部 / ロースクールのような、トップスクールは、落ちこぼれ率は10%ぐらいではないかと

石村 耕治

と思いますが、全体で見ると、以前は50%ぐらい。今は30%ぐらいではないかと思います。

### ◆落ちこぼれをうむ“詰め込み”授業

学生の落第が増えるものですから、精神的にまいってしまう学生も増えてきます。どの大学でも深刻な問題になっています。対処方法を探っています。

オーストラリアの法学部の多くは、 Semester 制度をとっていて、2つの学期があります。加えて、夏季などには集中講義があります。

(石村) 一方、メルボルン大学とかトップスクールでは、クォーター制度をとっています。1学期3か月で4クォーター、つまり12ヵ月を3・3・3・3に区切ってやっているわけですね。これではほとんど下位の学生や移民・留学生などは卒業できませんよね。

そうですね。それに、基礎科目についてはそれぞれ「講義／レクチャー」、「演習／チュートリアル／チュート (tutorial, tute)」、それから学生に任意に参加するように呼びかける「学習会／ワークショップ (workshop)」もありますから・・・。1科目につき、だいたい週2時間の講義と、1時間のチュートリアル【【通訳注】チュートリアルは、オーストラリアでは俗語で「チュート」と呼びます。日本でいうとゼミナール／演習に近く、大教室による授業を補うために、通例、チューター／助手ないしレクチャー／講師 (大学院生の場合もあります)、が指導し、10人程度の小人数クラスでディバード (質疑応答) をする授業です。制度は大学により大きく異なります。)、さらに科目によってはワークショップがありますから。ただし、講義もチュートも1回おおよそ60分です。

(石村) そうすると、だいたい4科目履修す

ると、1週間でどれくらいの時間の授業参加が必要になりますか？

学生が1 Semester で4科目取ると (60分×3)×4、ワークショップも加えると (60分×4)×4にもなりますね

(石村) ジャスティン、これが、二十歳前後の学生向けの学部の授業なわけですよね。

そうです。近年は、むしろ、「レクチャー／講義」から「チュート／演習」の方に、授業を大きくシフトさせるという方向です。例えば、私の場合は、自分の講義概要／レクチャーノートはすべて、インターネットで公開しています。学生には、授業に出る前に、それを全部、1度読んでくるように言っています。読まないで授業に出ては駄目だと言っています。

ほとんどの学生は、講義や演習の授業にラップトップのコンピューターを持ってきます。学生は、それを見ながら、授業を受けています。いわゆるオンラインで教員が開示した学習資料+その資料に基づいた授業が「レクチャー／講義」です。

一方、「チュート／演習」とは、レクチャー／講義のなかで話した課題について、クラス討論をするというかたちの授業です。レクチャー／講義の概要／内容はウェブサイトにも公開していますから、それを読んできてもらって、その概要／概要の盛られた課題、さらには実際のレクチャー／講義のなかで話した課題について、60分間つかさず学生と教員、学生同士がディバード (質疑応答) するかたちの授業がチュート／演習です。

(石村) すべて教員が担当する科目について、講義概要／内容をウェブサイト、インターネットで公開をしているのですよね？

そうです。それから、私の実際の授業は、ビデオとか、それからオーディオテープで、すべて学生が見たり、聞いたりできるようにしています。図書館で見聞きできますから、レクチャー／講義については、学生は授業に来なくても、来てでもいいのです。

学生はグレートバリアリーフに泳ぎに行ってもいいわけです。ただ、ウェブサイトに掲載されているレクチャー／講義の概要／内容はちゃんと見てなきゃ駄目だよと……。実際のレクチャー／講義も、ビデオとかオーディオテープではなく、ウェブサイトと同時に公開するようになれば、そのうち、現実空間では私は要らなくなるかも知れませんが……。(笑い)。

#### ◆学生評価

学生の評価は、設問／設定事例に解答するかたちのパーパー試験については最大で60%です。試験は、1科目につき2時間～3時間の試験です。教科書やノートなどを持ち込んでもいいし、とにかく、数多くの設問／設定事例を2時間～3時間で解くことになります。残り、40%はチュート／演習などでの、質疑応答を含むクラス参加(class participation)とか、クイズ／小テストの結果とかで評価します。科目によっては、評価において、模擬裁判／ムートコートでの参加度合、貢献度なども、大きな比重を占めるケースもあります。

(石村) 私はアメリカのロースクールにも在学していました。アメリカの場合は、答案用紙に自分の名前を書いてはいけません。オフィスからもらった登録番号しか書けない。要するに、教員が学生の答案を採点するときは、解答者である学生証ナンバーも名前も分からないというかたちでした。ロースクールのアドミッション・オフィス(事務局)の方で、平常点などを加えたうえで各履修科

目の総合点を採点表に記載するというかたちでしたが……。

オーストラリアの場合も、公正さの確保には格段の配慮をしています。ほとんどの教員は、学生各自の答案には名前は書かせないで、学生証番号だけ書かすようにしています。ですから、実質的に教員は誰が書いた答案なのかが分からないかたちで採点することになります。これは60%評価の部分です。あとの残りの40%は、例えば、チュート／演習でのクラス参加とかについての評価です。ですから、教員は、履修学生について40%は誰にどのような点数をつけたかは分かります。

#### ◆追試験

正当な理由があれば、学生は、追試験を受けることができます。ただ、近年、学生評価においては、レクチャー／講義／をベースにしたチュート／演習が重みを増し、学生のクラス参加についての採点の比重が大きくなってきています。パーパー追試験を受けても、合格点に達しないことも多いのが現実です。

もちろん、病気とかが理由のこともあります。はっきりした理由があれば、もう一度試験もやることもあります。

#### ◆弁護士登録

オーストラリアには日本のような司法試験はありません。しかし、法学部／ロースクールを卒業してから、弁護士の資格を取得するには、大学が開設しているコース、あるいは、弁護士事務所で見習いをするように求められます。

近年、多くの法学部／ロースクール卒業生は、卒業後、6ヵ月から12ヵ月の、法実務研修コース(Legal practice courses)を取るルートを選択するようになりました。ちなみに、このコースは、法学部／ロースクールを持つすべての大学が開設しているというわけ

石村 耕治

ではありません。逆に、専門学校などが法実務研修コースを開設しているケースもあります。

法実務研修コースを取る代わりに、事務弁護士の事務所で12ヵ月の実務研修（apprentice）を受ければ、各州の最高裁判所のもとで弁護士登録ができます。

以前は、弁護士事務所での実務研修、見習い研修が一般的でしたが・・・結局、法律事務所において見習いで働く場合には、その上司が指導する力量のある人でないと見習い者に力は付きません。そうなると、法実務研修コースの方がベターということになるのではないかと思います。

このコースを取ると、弁護士資格は取れ、一応実務はできることになります。ただ、問題は、実務の現実を知らないまま、自分1人で弁護士事務所を開業することになりかねないことです。経験不足の弁護士事務所が過誤サービスの温床になりかねない問題をはらんでいます。

こうした問題も勘案して、弁護士になってからの研修義務が強化されてきています。弁護士の数の増加や法律の改廃の激しさ、職業倫理の向上なども義務強化の背景です。毎年、30時間から40時間の研修を受けるというのが一応義務になっています。

## ◆オーストラリアの法学教育の将来的展望

各大学の法学部／ロースクールが自由にいろんなコースを組んでいます。内容の統一性があるわけではありません。しかし、将来的には、法学部／ロースクールは全国的に統一されたコアとなる科目内容のコースを開講する方向になるかと思っています。また、各大学は、自分のところでは開講できない選択科目ないしコースは、他の大学の法学部が提供する科目ないしコースで補えるという仕組みの構築が考えられます。

これは「標準化（standardisation）」の課題でもあります。さらに、どれぐらいの学生にどれぐらいの教員が必要なのかとか、教員評価、それから、教室やIT機器がどの程度必要なのかなども、標準化の課題です。

標準化は、法学部の学生に良質の教育サービスを提供することにもつながります。ただ、このための基金をどうするかという問題があります。その基金を、できるだけ全国の法学部／ロースクールが一丸となって集めていく必要があります。

もう一つの将来的な課題は、全国的な教育機関の品質管理向上、大学教育の品質管理システムをどのように確立したらよいのかということです。この点は、最近のオーストラリア政府の大きな関心事の一つでもあります。

法学部／ロースクールの場合、この全国的な品質管理強化の影響はあまり受けないと思います。なぜかと言いますと、もうすでにローソサエティー／法曹協会が求める品質管理の基準に従って法学部／ロースクールを運営しているからです。

以上です。



## 《質疑応答／Q&A》

（石村）これから質疑応答に移ります。どのような質問でも構いません。どうぞ。

## ●オーストラリア法学部の必修科目とは

(児玉教員) オーストラリアの法学部では、どのような科目が必修科目になっているのでしょうか？

(JD / ジャスティン・ダブナー) 1年次から必修科目を取ることになっています。私どもの法学部を例にすれば、1年次では「法学」や「契約法」などが必修です。2年次は「不法行為」、「土地法」、「刑法」などが必修です。そして3年次では、「証拠法」、「行政法」、「信託法」、「衡平法」、「会社法」とかが必修です。

## ●法務博士と学術博士の違い

(児玉教員) 法務博士 (ジュリスドクター / JD) と学術博士 (ドクター・オブ・フィロソフィ / Ph. D) とは、どう違うのでしょうか。学部学生にはあまり興味がないかも知れませんが・・・。

(JD) 非常にいい質問だと思います。特に法律というわけではなくて、いろんな学問を広く勉強したいという場合に、学術博士 / Ph. D 課程に進むわけです。一方、法務博士 (ジュリスドクター / JD) は、オーストラリアでは比較的新しい専門職学位です。新しくできた学位で、実務的な法律に焦点をあてて研究をした場合に付与される学位です。法務博士 / JD の学位は、アメリカにならって、これまでの学術博士 / Ph. D よりは法実務に特化したかたちの学位として出そうということで授与しています。オーストラリアでは、優劣はありませんが、学術博士 / Ph. D の方が学問的な伝統的なディグリー (学位) です。

ほかに、法学博士 (ドクター・オブ・ロー / LL.D) という法律学に特化した研究者向けの伝統的なディグリー (学位) があります。例えば、伝統校であるクイーンズランド大学は、法学博士 / LL.D の学位取得コースを設けています。新進気鋭のジェームス・クック大学は、法学博士 / LL.D 取得のコースは開設

していませんが、法務専門職向けの法務博士 / JD 取得のコースを開設しています。

(石村) こういう議論は教員本位なものです。もっと、学部学生も知りたいような質問はありませんか？

## ●オーストラリアのバリスターとソリシター

(学生) 先生のお話は大変勉強になりました。ところで、オーストラリアはイギリスの法曹制度を継受しているようですが。イギリスの場合は、事務弁護士 / ソリシターと、それから法廷弁護士 / バリスターとは、資格が厳格に分かれています。事務弁護士はまったく法廷弁護事務には携わずに、契約書の作成とか、和解とかをやっていると聞きます。オーストラリアの場合は、バリスターとソリシターとは、資格取得の面とか、業務内容の面とかで、どうなっているのか教えてください。

(JD) オーストラリアの場合もイギリスの場合も業務内容は似ています。ソリシター (事務弁護士 / solicitor) はほとんど裁判所に行かないで、契約書の作成、不動産の登記、交通事故の示談、家族関係の処理などの法律ワークをしています。一方、バリスター (法廷弁護士 / barrister) は、裁判所へ出向いて刑事被告人の弁護とかが主な業務になります。資格取得要件は、バリスターとソリシターは同一です。

オーストラリアの場合、ソリシターも望めば裁判所に出廷することはできます。ただ、ソリシターの場合、下級審での弁護が中心になります。

それから、州によっては、ソリシターとバリスターは、本人の選択でなれるようになっているところもあります。シドニーを首都とするニューサウスウェールズ州では、どっちか一方の業務しかできません。一方、クイーンズランド州とかタスマニア州の場合、同時

に両方の業務ができます。

オーストラリアで最も報酬の高い弁護士というのは、税務関係の法廷弁護士です。税務関係の法廷弁護士は、1時間の弁護で依頼者に800ドルぐらい請求します。

〔【通訳注】 オーストラリアの「ソリシター」は、誤解をおそれずに言えば、わが国でいう弁護士はもちろんのこと、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士のような、それぞれの得意分野を持った「包括的な法実務専門職」とみていいと思います。また、オーストラリアの場合、イギリスなどと異なり、法律業務と会計業務双方にわたる「税理士 (tax agent)」制度を置いています。この分野では、勅許会計士 (CA=Chartered Accountant) や 公 認 会 計 士 (CPA=Certified Public Accountant) などの資格を持つ人が税理士登録をして業務を行っています。ソリシターで税理士登録をしている人の数は限られています。〕

## ●司法試験なしの弁護士資格取得制度への疑問

(学生) オーストラリアでは、司法試験もない。そして、法学部を出て1年間実務見習いか、あるいは半年から1年の法実務研修コースを取ると、弁護士になれる。これでは、能力のない弁護士が大量に出ても不思議ではありません。問題になってはいないのでしょうか。

(JD) 大学での法学教育が厳格です。法学部入学者の相当数が中退しますから、オーストラリアの大学における法曹候補者育成にあたっての資質管理は厳格です。形式的な司法試験がないことが資格制度の致命的な欠陥とはいえないのではないかと思います。

ただ、弁護士の過誤サービス追求訴訟事件は増える傾向にあるのも事実です。

オーストラリアの弁護士は、専門分野を絞って業務を行っています。日本の弁護士よ

うにどんな分野にでも関与することはしません。それぞれの弁護士が、会社法だとか、税金だとか、土地取引・登記とか、自分の得意な法分野で活躍しています。

たしかに街中では自分の得意な分野を持たないどんな分野でも引き受ける弁護士が開業しています。しかし依頼者から相談が持ち込まれ、それが自分の得意でない分野だと判断した場合、その分野が専門の弁護士へ回すこととなります。

私は税務専門の弁護士です。街中の弁護士が、税金の問題で依頼を受け、自分ではどうにもならないとなると、私のところに頼んでくれば、私がやります。そういう制度になっているわけです。

私はタスマニア州で弁護士登録をしています。それから、弁護士資格の全国認定 (national accreditation) 制度のもとクイーンズランド州でも弁護士業務ができます。クイーンズランド州やタスマニア州の場合、ソリシターとバリスター双方の業務ができます。しかし、私は、刑事被告人の弁護のように自分の得意でない分野についてバリスターとして出廷して被告人を弁護する業務がやりません。誰も“万能”ではないわけからです。これも職業倫理の一端です。得意でないことで無理すると事故を起こします。

(学生) オーストラリアでは、依頼者に弁護士が訴えられることは多いのでしょうか？

(JD) 弁護士の過誤、すなわち弁護士の能力が十分でなくて、弁護士が依頼者をよく弁護できなかったということで訴えられる過誤事件 (malpractice case) は少なくありません。あるバリスター／法廷弁護士が弁護にあつたのですが、その法廷弁護士が、依頼者との約束とは異なり、裁判所の先例 (precedent) を変えることがうまくできなかったということで、弁護士の能力問われ、裁判になりました。第1審では法廷弁護士側が負けました。彼は控訴しています。その法廷弁護士はある

大学の法学部長を務めていました。彼は今、最高裁の裁判官になっています。

### ●弁護士以外の法曹になる途は

(学生) 裁判官とか検察官も法曹ですが、弁護士以外の法曹には、どういう方法でなるのでしょうか？日本では司法研修を終えたあと、コースが決まりますが、オーストラリアの場合はどうなのでしょう？

(JD) 日本とはまったく違っています。通常はバリスター／法廷弁護士としての経験がある人が、裁判官に選ばれるという仕組みです。ですから、新卒の人とか、民間で法実務経験のない人がいきなり裁判官あるいはその候補者になるということはないのです。

(石村) ですから、純粹培養の日本の裁判官と違って、オーストラリアの裁判官は、いろんな世俗のことをよく知った人、経験がある人が、いろんな犯罪事件を弁護したことがある人が、裁判官になるわけです。

(学生) 大学教員から裁判官になるルートはあるのでしょうか？

(JD) 例えば大学を出て弁護士資格を得た後に弁護士事務所で働いて、その後に大学教員になって、そこから今度は裁判所の裁判官になる。こういうことは、まったく一般的です。問題は、法廷弁護士の業務をすると報酬がものすごく高いわけです。ところが裁判官になると、たぶん半分ぐらいの給料になってしまいます。その辺がその人の心の問題だと思います。裁判官という社会的地位を取るか、それとも収入の高い方に行くか、そういう選択の問題にもつながります。

それから、裁判官になるとボディガードも付くとか、そういう外から見るとクールに(かっこよく)見えるところもあります。

ほかに何か質問があれば、遠慮なくどうぞ。

### ●検察官の任官と資質管理

(松原教員) 貴重なご講演、どうもありがとうございました。本学で刑法を教えている松原です。1点だけ質問があります。裁判官と弁護士になる過程については分かったのですが、オーストラリアでは、検察官にはどうしたらなれるのか、教えてください。

(JD) 弁護士になるのと同じです。まず大学の法学部を出まして、それから、さっき言ったコースを出て、法曹資格を取って、そのあとで、政府機関に入り検察官になるか、そうではなくて民間の弁護士事務所へ行くかの違いです。

(松原教員) 弁護士の場合には、最終的に能力があるかどうかで、市場で淘汰されればいいだけの話です。それから、裁判官は、弁護士で成功された優秀な人がなるという意味で、資質管理ができています。それでは、検察官の場合の資質管理はどうなっているのでしょうか。

(JD) まず、検察官は報酬がよくないわけです。ですから、自分の生き方がどう考えるかということですね。当然、公権力行使に燃える職業検察官も出てくる可能性もあるわけです。ただ、幹部検察官については、政治任用(ポリティカル・アポイントメント)して職務執行内容に評価を加える仕組みになっています。つまり、平検察官の上司となる幹部検察官というのは、通常、法曹界から政治任用されるという仕組みになっています。ですから、弁護士をやっていたとか、民間の感覚を持った人たちが上司に任命され、部下である職業検察官の権力濫用などがないように目を光らせるという構図にあるわけです。

(松原教員) ありがとうございます。よく分かりました。

### ◆むすび

(石村) ほかに質問はありませんか？ないですね。それでは、打ち切ります。

石村 耕治

**(JD)** 日本語で書かれたケアンズの観光ガイドを持ってきました。ここからブーケ(花束)のように投げますから、取った人が勝ち、というのはちょっといき過ぎなので、ここに置いていきますから、欲しい人は持って帰ってください(笑い)。

もし、学生諸君がケアンズに来ることがありましたら、是非とも、私どもジェームスクック大学のロースクールを訪ねてください。心から歓迎いたします。

**(石村)** 本日は、多数の学生、それに法学部の先生方に参加いただき心から感謝いたします。とりわけ、学生諸君には、オーストラリアの法曹制度や法学教育の仕組みを含め生のお話を聞いてよかったのではないかと思います。ダブナー先生のお話を多めに参考にして、自分の勉強の励みにしてください。また、オーストラリアをはじめとした外国の法制度や法学教育の仕組みなどにも興味を持つ動機としてください。ダブナー先生、遠方からおいでいただき本当にご苦労さまでした。

どうもありがとうございました。

(拍手、終了)